

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税賦課限度額等を改正します

地方税法施行令の一部改正により、平成27年4月からの賦課限度額を、次のとおり引き上げます。

- ・医療分 <現行> 51万円 → <改正後> 52万円 1万円の引き上げ(国の基準と同額)
- ・支援金分 <現行> 16万円 → <改正後> 17万円 1万円の引き上げ(国の基準と同額)
- ・介護分 <現行> 14万円 → <改正後> 16万円 2万円の引き上げ(国の基準と同額)

また、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられ、軽減措置の対象が拡大されます。

《平成26年度まで》	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
	5割	33万円+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
	2割	33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

↓

《平成27年度から》	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
	5割	33万円+ 26万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
	2割	33万円+ 47万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

【問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係(窓口4番)

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」 振り込め詐欺や個人情報の詐取に ご注意ください!

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される予定ですが、現在は申請を受け付ける段階ではありませんので次のことにご注意ください。申請方法については、改めて広報でお知らせします。

- 市町村や厚生労働省がATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場や警察署にご連絡ください。

【連絡先】 八雲町役場住民生活課 社会係・児童係、八雲警察署(☎0137-64-2110)